

## ◎独立行政法人水資源機構役員退職手当支給規程

平成15年10月1日  
水機規程平成15年度第10号

[沿革] 平成15年12月25日 水機規程第47号改正①  
平成16年 3月30日 水機規程第53号改正②  
平成17年 4月18日 水機規程第 2号改正③  
平成21年10月 3日 水機規程第12号改正④  
平成25年 3月 1日 水機規程第23号改正⑤  
平成27年 3月31日 水機規程第36号改正⑥  
平成29年12月26日 水機規程第13号改正⑦  
平成30年 8月28日 水機規程第 7号改正⑧

(総則)

第1条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の役員が退職し、解任され、又は死亡したときは、この規程の定めるところにより、退職手当を支給する。

(退職手当の支給制限)

第2条 退職手当は、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、支給しない。②

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員の退職、解任又は死亡（以下「退職等」という。）の日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、次項に規定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者及び第6条第1項に規定する国家公務員等として在職した後引き続き再び役員となった者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額（第6条第1項に規定する国家公務員等として在職した後引き続き再び役員となった者の当該国家公務員等としての在職期間に係る本給月額については、当該国家公務員等を退職した日におけるその者の俸給等の月額を基礎に理事長が定める額）に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、次項に規定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。①②⑤⑥⑦⑧

2 業績勘案率は、国土交通大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する率とする。②⑥

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者は、退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(国家公務員等から復帰した役員等に対する退職手当に係る特例) ⑧

第6条 役員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国家公務員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員（退職手当に関する条例等において、役員が機構の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、役員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に使用される者に限る。）をいう。以下同じ。）となるために退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続いて再び役員となった者については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続いた在職期間とみなす。⑧

2 国家公務員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。⑧

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合（次項の規定に該当する場合を除く。）の退職手当の額は、機構を退職した日に国家公務員等に復帰し即日退職したと仮定し、前項に規定する役員としての在職期間を国家公務員等としての引き続いた在職期間とみなして退職手当法又は退職手当に関する条例等の関係規定の例により計算した額とする。この場合において、当該退職の日における俸給等の月額を、当該者が前項の規定により役員となるため国家公務員等を退職した日におけるその者の俸給等の月額を基礎にその者の役員となった日から退職の日までの期間等を勘案して理事長が定める額とする。⑧

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。⑧

(退職手当の支給方法)

第7条 退職手当は、法令により控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2 退職手当は、国土交通大臣が業績勘案率を決定した日以後遅滞なく支払うものとする。

る。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。②⑥

3 前項の規定にかかわらず、次項に規定する暫定業績勘案率を基に第3条第1項を準用して算出する退職手当の額（以下「暫定退職手当額」という。）を、役員が退職等した日以後に支払うことができる。この場合において、第3条第1項中「次項に規定する業績勘案率」とあるのは「第7条第4項に規定する暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。②③

4 暫定業績勘案率は、0.8とする。②③④

5 第3項の規定により暫定退職手当額を支払ったときは、第2項に定める日以後支払う退職手当の額は、第3項の規定により既に支払った暫定退職手当額との差額を精算した額とする。この場合において、その支払われた暫定退職手当額は、第2項に定める日以後支払う退職手当の額の概算払とみなす。②③

（遺族の範囲及び順位）

第8条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入により生計を維持し、又は役員と生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給について同順位の遺族があるときは、その人数により、等分して支給する。

4 次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。⑦

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の返納等の取扱い）

第9条 役員の退職手当の返納等の取扱いについては、退職手当法第12条から第17条までの規定（第12条第3項、第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第4項、第15条第2項及び第5項、第16条第3項並びに第17条第2項及び第8項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「公務」とあるのは「機構業務」と、「職員」とあるのは「役員」と、「再任用職員等に対する免職処分」とあるのは「役員に対する免職処分」と読み替える。②⑦

（端数の処理）

第10条 この規程の定めるところによる計算の結果100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 水資源開発公団役員退職手当支給規程（水公規程昭和38年第18号）は、廃止する。
- 3 水資源開発公団（以下「公団」という。）の解散の際、現にその役員として在職し、引き続き機構の役員に任命された者の第4条に規定する在職期間の計算については、公団の役員であった期間を機構の在職期間とみなして通算する。

附 則 ①

- 1 この規程は、平成16年1月1日から実施する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員（次項及び第4項に定める役員を除く。）が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され又は死亡した場合（以下「退職等した場合」という。）の退職手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員退職手当支給規程（水機規程平成15年度第10号。以下「改正後の規程」という。）第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - 一 退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）における本給月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本給月額。次項第2号及び第4項第3号において同じ。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
  - 二 退職等の日における本給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、国土交通省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 3 平成14年4月1日の前日に現に水資源開発公団（以下「公団」という。）に在職する役員が平成14年4月1日以降引き続き在職し、公団の解散の際、現に役員として在職し、平成15年10月1日に独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の役員に任命された者が基準日以降引き続き在職した後に退職等した場合の退職手当の額は、改正後の規程第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、同条の規定による退職手当の額が次の各号に掲げる額の合計額を上回るときは、当該上回る額とすることができる。
  - 一 平成14年4月1日の前日における本給月額に任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額

- 二 退職等の日における本給月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額（平成14年4月1日から基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの役職別期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額）
- 三 退職等の日における本給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 4 平成11年4月1日の前日に現に公団に在職する役員が平成11年4月1日以降引き続き在職し、公団の解散の際、現に役員として在職し、平成15年10月1日に機構の役員に任命された者が基準日以降引き続き在職した後に退職等した場合の退職手当の額は、改正後の規程第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、同条の規定による退職手当の額が次の各号に掲げる額の合計額を上回るときは、当該上回る額とすることができる。
  - 一 平成11年4月1日の前日における本給月額に任命の日から平成11年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額
  - 二 平成14年4月1日の前日における本給月額に平成11年4月1日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額
  - 三 退職等の日における本給月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額
  - 四 退職等の日における本給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された場合にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 5 前3項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から1月を減ずるものとする。
- 6 附則第2項第1号並びに附則第3項第1号及び第2号並びに附則第4項第1号、第2号及び第3号の規定による退職手当の額は、理事長が、その者の職務実績に応じ、それを増額し、又は減額することができる。

附 則 ②

1 この規程は、平成16年3月30日から実施する。

2及び3 削除③

附 則 ③

1 この規程は、平成17年4月18日から実施する。

2 この規程による改正前の独立行政法人水資源機構役員退職手当支給規程の規定により支払われた暫定退職手当額は、この規程による改正後の独立行政法人役員退職手当支給規程の規定により支払われた暫定退職手当額とみなす。

3 平成15年12月31日以前の在職期間に係る暫定退職手当額は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員退職手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）第7条第3項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構役員退職手当支給規程の一部を改正する規程（水機規程平成15年度第47号。以下「改正規程」という。）附則第2項第1号並びに附則第3項第1号及び第2号並びに附則第4項第1号、第2号及び第3号並びに附則第5項並びに附則第6項の規定により算定した額とする。

4 水資源開発公団（以下「公団」という。）の解散の際、現にその役員として在職し、引き続き独立行政法人水資源機構の役員に任命された者が退職、解任又は死亡（以下「退職等」という。）した場合には、改正後の規程第7条第3項の規定にかかわらず、公団の役員としての在職期間に係る退職手当として、改正規程附則第2項第1号並びに附則第3項第1号及び第2号並びに附則第4項第1号、第2号及び第3号並びに附則第5項並びに附則第6項の規定により算定した額（以下「公団暫定退職手当額」という。）を役員が退職等した日以後に支払うことができる。この場合において、その支払われた公団暫定退職手当額は、改正後の規程第7条第3項に規定する暫定退職手当額の内払とみなす。

附 則 ④

1 この規程は、平成21年10月3日から実施する。

附 則 ⑤

1 この規程は、平成25年3月1日から実施する。

2 この規程による改正後の独立行政法人水資源機構役員退職手当支給規程第3条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年11月30日までの間においては「100分の98」と、同年12月1日から平成26年8月31日までの間においては「100分の92」とする。

附 則 ⑥

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 ⑦

この規程は、平成30年1月1日から実施する。

附 則 ⑧

この規程は、平成30年9月1日から実施する。